

本山町資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、本山町資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、町内に居住し、県内の中小企業等に就業もしくはフリーランスで業務を請け負う若者に対し、業務上必要な資格取得に要する経費を一部補助することによって、県内での就業と本町への移住・定住促進を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金の交付を行う。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格取得支援事業 中小企業等に就業もしくはフリーランスで業務を請け負う場合に業務上必要な国家資格等の取得及び講習を受講する場合の受験手数料、講座手数料その他経費について補助する事業をいう。
- (2) 中小企業等 県内に事務所を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または介護保険法第8条、8条の2および第115条の45に規定する介護サービス事業者、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律第5条第1項に規定する障がい者サービス事業者、同法第5条第18項に規定する相談事業者をいう。
- (3) フリーランス 特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して収入を得る者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町への申請時において、本町に住民票を有する者
- (2) 転勤その他一時的な居住ではなく、永住又は5年以上に渡って本町に定住する意志を持つ者
- (3) 前条に規定する中小企業等に正規雇用者として在職している者もしくはフリーランスで業務を請け負う者
- (4) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア 本町出身の新卒者 本町に5年以上の居住歴があり、高校学校・専門学校・大学等に1年以上在学し、卒業又は退学から1年以内、申請年度の4月1日において34歳以下の者
 - イ 県外からの移住者 本町に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、住所を有する前に県外に1年以上居住し、申請年度の4月1日において34歳以下の者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 他の公的制度による資格取得支援補助等を受けている者
- (2) 町税等の滞納がある者
- (3) 本山町暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第3号）第2条に規定する排除措置対象者に該当する者

（対象資格等）

第5条 支援の対象となる資格等（対象資格等）は、次に掲げる資格等とする。ただし、令和7年4月1日以降に取得した資格等に限る。

- (1) 法令に基づく国家資格及び省庁等が認定する公的資格
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に定める技能検定
- (3) その他、町長が適当と認める資格

2 前項の規定にかかわらず、対象資格等が各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。

- (1) 私的活用の度合いが大きいものと認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援の対象として適当でないと認められるもの

（補助金額及び補助限度回数）

第6条 補助対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の申請は、補助対象者1名につき同一年度内において2回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、資格取得後6か月以内に本山町資格取得支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び確定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容及び関係書類を精査し、補助金の交付が該当であると認めたときは、本山町資格取得支援事業費補助金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって決定及び確定通知書による通知に代えることができる。

2 町長は前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不適当と認めたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

（補助金の交付決定の取り消し）

第9条 町長は前条の補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用

があるものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、本山町資格取得支援事業費補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第10条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて本山町資格取得支援事業費補助金返還命令書（第5号様式）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）は別表第2のとおりとする。

（調査等）

第11条 町長は、補助事業の適性な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

（関係書類等の保管）

第12条 交付申請者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は申請代表者に関して、本山町情報公開条例（平成13年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る奨励金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第 1 （第 6 条関係）

補助対象となる経費	補助対象事業者が負担する経費で、次に掲げるもの （１）第 5 条第 1 項に掲げる資格等の取得に係る受講料及び受験料等 （２）第 5 条第 2 項に掲げる技能検定の受験手数料 （３）その他、町長が適当と認めるもの
補助率	10 分の 10
補助限度額	10 万円

備考

1 補助金の額は、補助対象経費と補助限度額のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

別表第 2 （第10条関係）

補助事業完了の日からの経過年数	返還すべき金額
1 年未満	補助金確定額の 100%
1 年以上 2 年未満	補助金確定額の 80%に相当する額
2 年以上 3 年未満	補助金確定額の 60%に相当する額
3 年以上 4 年未満	補助金確定額の 40%に相当する額
4 年以上 5 年未満	補助金確定額の 20%に相当する額